

社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団

「仕事と家庭の両立のための行動計画」

職員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 内 容

目 標 令和6年度終了までに、年次有給休暇の取得日数を一人あたり年間7日以上とする。

<対 策>

- ①令和2年4月～ 施設長会議で本計画について周知
- ②令和2年9月～ 年次有給休暇の取得状況について確認
規定化した時季指定も含め、取得の徹底を図る
- ③令和3年5月～ 取得率の低い施設への状況確認
- ④令和3年11月～ 有給休暇取得予定表の作成・掲示や、月ごとの取得状況のとりまとめなどを推進

(②及び③は毎年実施し、必要に応じて④も再度行う。)